

平成29年1月10日に提出した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について

平成29年4月

宮崎県監査委員

財政援助団体等を対象とした定期監査

[補助団体]

(1) 公益財団法人宮崎県体育協会

【注意事項】

- 宮崎県体育振興費補助金に係る強化推進費について、加盟団体へ交付した補助金の確定額を誤っているものがあつた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 加盟団体に対し、補助金の正当な確定額の通知を行い、交付済の補助金との差額について返納されたことを確認した。
今後は、補助金に係る一連の事務において、チェックリストを作成し、複数の職員でチェックするなど、審査体制の更なる強化を図り、適正な事務処理を行うよう指導した。

(2) 学校法人高千穂学園（こども政策課所管分）

【注意事項】

- 私立幼稚園振興費補助金について、通勤手当が過払となっているものがあつた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 監査での指摘を受け、過払となっていた通勤手当を返還するよう指導した。
併せて、指摘内容について当学園の関係職員に対し周知するとともに、幼稚園の事務全般についても適正な処理を行うよう指導を行った。
なお、通勤手当の過払分については、すでに返還されたことを確認している。

(3) 学校法人宮崎カリタス学院（文化文教課所管分）

【指摘事項】

- 私立小学校、中学校及び高等学校振興費補助金について、住居手当が過払となっているものがあつた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 今回の指摘を受け、該当者に説明した上で、過払分の返金処理を行うことを確認した。
今後は、法人の経理規定等に従い適正な会計処理を行うよう指導した。

(4) 社会福祉法人恵愛会（ケアハウス都城）

【指摘事項】

- 軽費老人ホーム事務費補助金について、実績報告に誤りがあつた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 監査を踏まえ、恵愛会（ケアハウス都城）に対し、事業実績報告書を再提出するよう指導し、再提出された事業実績報告書が正しい内容であることを確認した。
今後、実績報告に誤りが生じないように、当該補助金交付要綱を再度確認し、これに基づき実績報告を行うとともに、複数の職員による確認を徹底する等、適正な事務処理を行うよう指導した。

(5) 小林商工会議所

【注意事項】

- 小規模事業経営支援事業費補助金について、扶養手当が過払となっているものがあつた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 過払があつた扶養手当については、直ちに戻入処理を行ったことを確認した。
なお、確認の結果、当該扶養手当には補助金は含まれておらず、すべて自主財源での執行となっている。
今後は、処理に誤りが発生しないようチェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう指導した。

[出資団体]

(6) 宮崎県森林・林業振興基金

【注意事項】

- 宮崎県森林・林業振興基金事業業務方法書について、助成金給付額の算定に関する規定が改正されていなかった。
善処を要する。

【講じた措置】

- 当基金運用委員会幹事会において協議を行い、助成金給付額の算定に関する規定の改正を行うよう指導した。
これを受け、当基金においては、速やかに当該規定を改正することとした。

(7) 一般社団法人宮崎県林業公社

【注意事項】

- 職員給与の源泉徴収について、適当でない事務処理が見受けられた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 源泉徴収税額を過徴収していたが、今回の指摘を受け、「給与所得の源泉徴収税額表」に基づき源泉徴収していることを確認した。
今後は、誤徴収が生じないように、チェック体制を強化し、適正な源泉徴収事務を行うよう指導する。

【要望事項】

- 経営改善に積極的に取り組んでいるものの、平成27年度末現在債務超過となっており、その額も前年度と比較して増加している。
第3期経営計画（改訂計画）の目標達成のため、その着実な取組が望まれる。

【講じた措置】

- 林業公社では、平成24年3月に策定した第3期経営計画（改訂計画）に基づき、公社自身の経営努力による収入の増や、繰上償還等による利息の軽減などの経営改善に取り組んでおり、厳しい経営状況ではあるが、平成27年度は、計画を上回る収益を確保でき、概ね計画に沿った経営改善が進んでいるところである。
更なる経営改善に向け、県では毎月、公社と協議を行いながら、一体となって計画の確実な実行に努めているところであり、今後とも厳しい目をもって指導・監督を行っていくこととしている。